

◆ 上島 清掃事業についてお聞きいたします。

予算書によれば、平成十四年度におきまして十二台の清掃車が購入されるということです。清掃車両については、区が所有する、いわゆる直営車と、民間から借り上げる雇上車がありまして、今後は直営車を減らし、雇上車に切りかえていくべきと考えます。しかし、これには、平成十二年三月に交わしました都と二十三区の覚書が障害となっているようでございます。

まず、覚書の説明と、区のこれに対する、二年経過しましたが、現在の区の評価をお聞きしたいと思えます。

◎ 清掃・リサイクル部管理課長 本覚書につきましては、平成十二年三月二十一日の清掃・リサイクル特別委員会にて報告したところでございますが、いきさつと申しますと、東京都は昭和九年に清掃事業が東京市から全面直営になって以来、清掃車両の契約を雇上業者、雇い上げ業者、これは社団法人東京環境保全協会の五十二社と毎年結んでおりました。この流れを受けまして、昭和六十一年二月の都区協議会では、雇い上げ業者の選定に当たっては、これまでの歴史的沿革を十分尊重し、現行方針を継承するものとするということが了承されたところでございます。その後、平成十二年三月一日に、今お話の東京都知事と特別区長会の間で、清掃事業の特別区移管に当たっての関係事業者に関する覚書を結んだものであります。

この覚書の内容でございますが、東京二十三区清掃協議会が、過去の実績を踏まえて業者を選定すること、清掃車両の直営、雇い上げる比率は、現行の比率を一定期間維持すること、また、雇い上げ会社の地元区の配車に配慮することなどとなっております。

区といたしましては、円滑な清掃事業を移管するに当たりましては、この歴史的沿革を十分尊重いたしまして、都の方式を継承したものであります。

◆ 上島 これに対する現状での簡単な区の評価を。

◎ 清掃・リサイクル部管理課長 移管当時は種々の問題がございまして、やはり我々としては円滑な清掃事業の移管ということを目に置いておりました。そういう点では、当面はやむを得ない措置であったと考えております。

◆ 上島 当時、議会でも議論があったわけですが、この覚書については大変問題があるということは共通していると思うんです。

それで、今比率のお話も出ましたが、いろんな問題があるんです。直営の配車台数と所有台数を見てみますと、今年度は配車台数が四十七台に対し所有台数五十五台、その差は八台、平成十四年度は配車台数四十三台に対し所有台数が五十二台、その差九台、約二割の余分な台数を保有していることになるんです。理由は年末年始の対策ということですが、これも改善できるのではないかと思います。これも覚書の存在が影響しているのかなと思います。

また、雇上業者は、二十三区内に五十二社に限定されている上、随意契約でありまして、区は主体的に契約ができなくて、清掃協議会が、五十二社が構成する、先ほどおっしゃっていただきました東京環境保全協会と相談して契約されているということですが、こうなりますと、当然競争原理は働かずに、雇い上げという名の直営のようなものとなっているようであります。

そして、区内の清掃業者がありますが、区内でやっている清掃車というのは区外からも多く入っ

てきておりまして、反対に、区内業者が区外に配車している。それらは毎年何か変更が加えられまして、各社の均衡が保たれるような配慮がなされているようであります。社会状況と比べると、これは本当にずれがあるのではないかと思います、これも覚書が保障しているものであります。

ほかにもさまざまな問題が存在するわけですが、この覚書、先ほどご答弁もありましたが、一定期間の経過の後、見直すことができるとなっておりますが、この一定期間というのはどれぐらいなのか。これについても認識に大きな違いがありますし、また、見直しに関しては、都と二十三区全体と関係業者との協議を必要としていることです。

正直、この清掃事業における区の主体性はどこにあるのか。一区民、納税者の視点はどこに存在するのか。また、清掃事業移管の意義は何だったのか。この覚書により清掃行政そのものがゆがめられているように思えてなりません。確かに、この覚書の根源であります清掃事業における歴史的沿革も大切なことと思いますが、それ以上に、今後ごみをどうしていくかという大きな課題につぶさに取り組むことのできる体制をつくるのがより重要ではないかと思います。だからこそ、清掃事業の移管が進められたのだと思いますし、歴史的に見れば、まさにこの移管が転換期であったことを関係者は認めるべきだと思います。

そこで、平成十四年度、来年度から平成十七年度まで、区はどのように新しい体制をつくっていくべきか。ただ単に現状で事業をこなしているというだけではどうにもならなくて、つまり、清掃行政、また環境行政の総合的方向の中で清掃業務はどうあるべきか。他の自治体と連絡をとりながらどうしていくのか。今から見通しを持っていかなければどうにもならないと思いますが、その辺の区の姿勢というものをお示しいただきたいと思っております。

◎ 清掃・リサイクル部管理課長 契約の見直しでございますが、清掃車両の今の雇い上げの見直しにつきましては、委員ご指摘のとおり、さきの覚書の中で、区移管後一定期間の経過の後、見直しの必要が生じた場合は見直す、こうされております。その場合は、特別区と一部事務組合、それから関係事業者並びに都で協議されるということになっております。

この見直しは、清掃事業の実施方法の変化など、環境の変化が社会情勢に合わなくなったような場合というふうに、一応解釈されているところでございます。したがって、今後清掃事業を取り巻く大きな環境の変化が生じたと認識した場合ということになりますが、区といたしましては、やはり平成十七年度までの四年については、清掃事業にとってやはり重要な時期と考えておりますので、他区とも情報交換を密にしまして対応してまいりたい、このように考えております。

◆ 上島 今課長の方からお答えいただいたんですが、これは財調とか、また他区との相互的な調整の中で重要な課題となるわけですが、助役、これからの姿勢というものはどうでしょうか。

◎ 水間助役 この清掃問題というのは、都区制度改革の中でも最大の懸案でございました。そういった意味では、確かにご指摘のような点もございます。あるいはまた、これからいろんな形で十七年度まであるわけでございますけれども、私どもはそういった限りの中でも読み取れる分については、やはりできるだけ最小の経費で最大の効果を上げるということについては、これは全力で修正すべきものは直していかならぬだろうということはもう当然のことでございます。そういった意味で、それはぜひ見直し等々をやってまいりたい、このように思っております。

◆ 上島 私は、将来には全面的な民間委託に向かっていくと思っております。特にそういう意味では、平成十四年度、来年度から十七年度、これが本当に大切な時期だと思いますので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

あと、今車について言いましたが、人事については、先ほど質問もありましたが、調整額については他の職員との兼ね合いもありますから、しっかり取り組んでいただきたいということと、先日の本会議で自民党の代表質問のお答えにあったとおり、退職不補充という、この方針だけは絶対に曲げないで頑張ってくださいと思います。